

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽6，7号機（512）」

2. 日時：平成29年2月3日 10時30分～12時00分、  
13時30分～18時20分

3. 場所：原子力規制庁 7階 A会議室、7階 耐震会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

江崎安全審査官、岸野安全審査官、櫻井安全審査官、中原安全審査官、  
安田安全審査官、郡安技術参与、安達係員

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 機器耐震技術グループマネージャー 他10名

電源開発株式会社：設備技術室 機械設備技術タスク 担当

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部 副長 他1名

日本原子力発電株式会社：発電管理室 設備耐震グループ副長 他1名

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 設備設計グループ 主任 他  
1名

北陸電力株式会社：原子力本部原子力部 原子力耐震技術チーム 担当

中国電力株式会社：電源事業本部（原子力耐震）他1名

5. 要旨

（1）東京電力ホールディングス株式会社から、柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉の設置許可基準規則等への適合性のうち「5条 津波による損傷の防止」及び「40条 津波による損傷の防止」について説明があった。原子力規制庁から、以下の点について指摘を行った。

- 津波遡上解析において地殻変動による沈降を地形データで初期条件として考慮する一方、設計・評価においては沈降しないものとしていることについて、具体的な計算プロセスを含めて説明を充実させること。
- 敷地への浸水防止評価においては排水沈下量のみを考慮しているが、他方では側方流動による沈下量と排水沈下量を考慮するなど違いが見られることについて、考え方を詳細に説明すること。
- 焼却炉建屋の基準適合性については、異常発生の防止についても説明すること。
- 添付6-2図等について、荒浜側 T. M. S. L. +5m と荒浜側 T. M. S. L. +13m を縦

断する実地形断面と計算モデル断面を比較した図を追加すること。

- 浸水経路に係る説明などにおいては、区画の定義が多岐にわたっていることから、用語（略称を含む）の定義の一覧表を作成するなど記載の方法を工夫すること。
- 循環水ポンプのグランド部については、パッキン・押さえ蓋・圧縮シール等の詳細な図等を示した上で、漏れがないことがわかるように説明すること。
- RSWポンプ等の漏水の可能性について、図等によりエアレント管等の詳細な構造・接続状況・固定状況等を示した上で説明すること。
- RSWポンプ等のエアレント管からの漏水量について、 $17\text{m}^3$ としている計算プロセスを含めて詳細に説明すること。
- 地下水による原子炉建屋およびタービン建屋等の浸水防護重点化範囲への浸水について、浸水経路の特定および貫通部の有無、並びに浸水対策等の仕様や設計方針について説明すること。
- 燃料等輸送船の横転について、説明すること。
- 津波監視カメラについて敷地前面の監視可能範囲を明確にした上で、外郭防護、内郭防護の機能を確実に確保し、サイト特有の津波挙動を把握できる設置の方針であることを説明すること。

(2) 東京電力ホールディングス株式会社より、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

## 6. その他

提出資料：

- ・ 柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉 津波による損傷の防止について
- ・ 柏崎刈羽原子力発電所 6号及び7号炉 津波による損傷の防止について（指摘事項に対する回答）